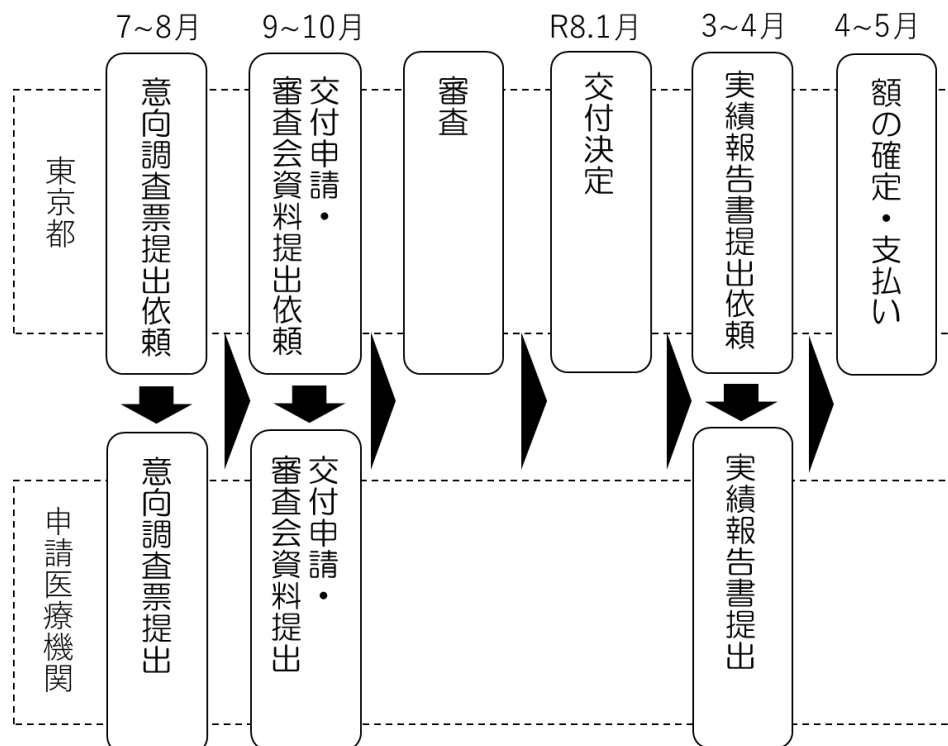


1 ご申請の流れ



2 補足説明

- ・意向調査票 今回の郵送物で提出を依頼しているものです。福祉局ホームページ (https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/abr_shien.html) から様式をダウンロードして作成してください。
- ・審査会資料 この資料をもって補助の可否を審査します。記入する様式は、意向調査票をご提出いただいたご担当者様のメールアドレスに送付いたします。
- ・交付申請書 審査会資料と同時に、記入様式を送付いたします。審査の結果、適と認められた場合、交付決定通知を送付いたします。
- ・実績報告書 交付決定通知時に、ご作成を依頼いたします。

3 よくある質問

Q 追加で自動 ABR 検査機器を購入する場合は、新しく他院で出生した児の検査を始めなくてはいけないということか。(実施要綱4 (2))	A その通りです。なお、既に他院出生児の検査を行っている場合は追加購入の対象外です。
Q 納品はいつまでに済ませればいいのか。	A 令和8年3月31日までに納入を完了させてください。
Q 申請したにも関わらず補助がされないということはあるのか。	A 必ず補助をお出しできるということは現時点で申し上げられませんが、補助要件を満たしており申請したにも関わらず補助がされないということが可能な限り無いようにしたいと考えております。
Q この補助金は来年度以降も続くのか。	A 令和8年度以降の状況は未定です。
Q リースでの購入も補助対象か。	A 補助対象外です。

Q 現在の機器はリースで導入している場合、補助金で新しく購入してよいか。リースの契約期間が切れたら機器は返却する。	A 補助の対象となります。ただし、リース期間が切れた後、所有権が病院に移転する単なる所有権留保の場合は補助対象外となります。
Q 小児科は対象か。	A 新生児聴覚検査は生後すぐに実施する検査のため、本事業は初回検査・確認検査を行う産婦人科及び耳鼻咽喉科を対象と想定しております。ただし、同一の病院内に産婦人科と小児科が存在し、小児科において検査を行っている等の事情がある場合、医療機関としては対象となります。）
Q 本体の購入経費のみが対象か。	A データベースやソフト等、本体の購入に付属するものであって、自動 ABR を用いた新生児聴覚検査に必要であるならば「本体の購入経費」と考え対象とします。（管理費、運用費等のランニングコストは対象外です。また、他の機器にも接続可能なパソコンやプリンターの購入経費は対象外です。）
Q 既に自動 A B R を所持しているが、買い替えも対象か。	A 耐用年数経過や故障・老朽化による買い替えの場合のみ、機器を所持していないとみなし、補助対象となります。なお、交付申請時に、耐用年数超過や破損状態がわかる書類（納品書の写し、既設置機器の購入年度が記載されているラベル、メーカー発行の更新提案書等）の提出が必要となります。
Q OAE と ABR の両方の機能が付いたものは対象になるか。	A OAE は使用せず、ABR を使用し検査を実施していただくことが本事業の目的のため、補助対象外となります。ただし、アタッチメントにより OAE 機能を追加できる機種は、OAE 機器のアタッチメントを同時に購入しなければ補助対象となります。
Q 耐用年数は何年なのか。	A 機器により異なります。財産処分制限期間は6年ですが、それ以下であれば6年未満の耐用年数であることがわかる書類（メーカー発行の更新提案書等）を交付申請時にご提出いただく必要があります。
Q 新たに新生児聴覚検査を始めるには、どのような手続きが必要か。	検査開始前までに「健康診査協力承諾書」を所属する地区医師会を経由し、区市町村に提出する必要があります。 詳しくは、以下の「新生児聴覚検査の手引き」をご確認いただき、 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/koho/hearing_test_guide.files/hearing_test_guide.pdf （50 ページ「新生児聴覚検査実施要綱」の「第3 新生児聴覚検査の実施医療機関」に記載があります。） ご所属の地区医師会または区市町村にご相談ください。
Q 自動 ABR 検査機器を一台所持しているかは、法人を基準にするのか、診療科を基準にするのか。	法人や診療科ではなく、1施設を基準とします。 施設内のすべての保有機器が耐用年数を過ぎているまたは故障している場合等で、施設に1台も機器を保有していないとみなせる場合は、今年度の補助対象となります。
Q 記入する金額は税込みか。税抜きか。	税込みでご記入ください。 ※本補助金は消費税額を含めて交付しますが、消費税の確定申告により、「課税仕入に係る消費税額等として控除できる金額」が確定した場合には、これに係る補助金相当額をご報告いただき、都に補助金を返納いただく可能性がございます。